

会 議 録

会議名(付属機関等名)		平成26年度 第3回 川西市子ども・子育て会議		
事務局(担当課)		こども家庭部 こども家庭室 こども・若者政策課		
開催日時		平成26年7月3日(木) 午後4時～午後6時		
開催場所		川西市役所 7階大会議室		
出席者	委員	農野委員 中橋委員 立花委員 中瀬委員 森友委員 南委員 石田委員 大谷委員 和田委員 田上委員 正林委員 生安委員		
	その他			
	事務局	こども家庭部長 中塚一司 こども家庭室長 山元 昇 こども・若者政策課 課長 井口俊也 主任 大島弘章 主事 天満あすか こども家庭部 参事兼児童保育課 課長 塚北和徳 子育て・家庭支援課 課長 佐藤陽子 教育振興部長 石田剛 総務調整室長 森下宣輝 学校教育室長 上中敏昭 教育振興部参事兼学校指導課長 若生雅史 学務課長 中西 哲 教育情報センター 所長補佐 山本由美子		
傍聴の可否		可	傍聴者数	25人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1)「量の見込み」と「確保方策」(案)について(放課後児童健全育成事業) (2)平成25年度川西市次世代育成支援対策行動計画進捗状況について (3)川西市立幼稚園と保育所のあり方について (4)その他 4. 閉会		
会議結果				

審 議 経 過

1. 開会（16：00）

【事務局】

定刻になりましたので、ただ今より平成26年度第3回川西市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

なお、本日3名の委員からご欠席の連絡をいただいております。

本日の会議におきましては、半数以上の方のご出席をいただいておりますので川西市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定によりまして会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、初めに資料の確認をお願いします。

（ 資料確認 ）

なお、当会議では会議録の作成を迅速また正確に行うためにICレコーダーによる録音をさせていただくことをご了承いただきますようお願いいたします。

では、続きまして議事に移ります。ここからの議事の進行については、農野会長にお願いしたいと思います。よろしくようお願いいたします。

2. 議事

（1）「量の見込み」と「確保方策」(案)について（放課後児童健全育成事業）

【会長】

足元の悪い中、委員、傍聴の皆さま、お集まりいただきましてありがとうございます。この会議後、会議室の使用予定があるため会議時間の延長がないようご協力よろしくお願いします。それに伴い議事の順番を変更させていただきます。前回の会議から継続している「量の見込み」と「確保方策」と、議事4その他で取り扱う予定の条例に関することは優先的にさせていただき、続いて次世代育成支援対策行動計画の進捗状況と市立幼稚園と保育所のあり方についてという順番で進めさせていただきます。では、議事に入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料2 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）

資料2（別紙） 留守家庭児童育成クラブ 新制度基準による 定員数について
に基づいて説明。

【会長】

事務局から説明のあったことについて、ご意見やご質問はありませんでしょうか。

【委員】

定員の確保や量についてはよく分かりましたが、例えばクラブを分割する場合、指導員の配置をどのように対応するのか教えていただきたい。また、対象になる学年が上がったり指導員が増えるということは、研修内容や活動内容が6年生までになり年齢差が生じることへの対応、実施内容などどのように考えているのかお聞きしたい。

【事務局】

指導員については条例でも規定していますが、一定の資格要件を定め、1クラブあたり最低でも2名以上で対応することを原則としています。分割になるということですので、条例に定めた基準を遵守しつつ、1クラブあたり必要な職員、指導員を確保するよう努力させていただきたいと考えています。

実施内容についてですが、今まで1年生から3年生までの育成しか経験しておらず、対象を4、5、6年生へと拡大することで手さぐりなこともあります。今までの経験を踏まえつつ研修の充実を図るなど、子どもの状況に合わせた育成を心がけたい。また、各小学校区において放課後子ども教室ですべての子どもを対象とした事業を行っており、これとの交流を深めるという手立てなども検討し、段階的に拡大を図りたい。

【委員】

学年の拡大は歓迎するが、開所時間についてです。保育所、幼稚園の時は安心だが小学校に上がって、児童育成クラブをやっているのはいいが、授業のない日は8:30の開所であると非常に保護者が困っているという話をよく聞きます。この辺の時間、他市では早朝ということで7時からやっているところもあるようです。フルタイムで正職で働いていると8時でも大変時間は厳しい。4、5、6年生に広げていただくのもいいが、開所時間は何とかならないものか。

【事務局】

開所時間も含めての話ですが、延長時間が18:30までとなっており、この部分も含めて今回の計画の部分では、どれぐらいの量を確保していくかという計画となります。具体的に開所時間、延長時間は特に触れていませんが、委員にご指摘頂いたことも含めて1つの課題と考えております。現在、何年度の時点でどう拡大していくかという話ができる状況ではありませんが、ご指摘頂きました開所時間、延長時間も含めて検討させていただきたい。

【会長】

貴重な意見を頂けたと思います。保育所は開所時間11時間を基本として、開所の時間は保育所長が定めるという形になっていますが、学童保育も地域の実情に応じて対応できたら素晴らしいと思います。

【委員】

先程の委員の発言にあわせてですが、学童保育の開所時間が以前の17時までより長くなりいいことだ

と思いますが、18:30までの場合はお迎えに行かなければいけない。小学生になるまでは保育所を利用して学童保育に上がる子どもの保護者の方は、なかなか18:30に迎えに行くことができない。そうなれば、他に行けないので学童保育を17時までにして、17時以降は集団下校して結局自宅で留守番をさせている方が保育園の実態を見ていても多い。ぜひとも保育所と同じぐらいの延長をお願いしたい。

また、指導員が1クラブ2名ということでしたが、支援が必要なお子さんが学童クラブを利用されることも多いと思います。そのような場合、どのような手立てをされているのかお聞きしたい。

【事務局】

通常の指導員の配置とは別に、加配という措置をさせて頂いております。

【委員】

資料2の「量の見込み」と「確保方策」の考え方に記載してある【確保方策】欄の、その他の確保方策の具体的なイメージがつかみにくい。今の段階で分かっているようなことがあればお聞きしたい。

【会長】

川西市では、小学校区の留守家庭児童育成クラブに通うという条件を設けており、今回それを緩和するという話だと思えます。そして民間活力の活用の具体的なイメージですが、事務局どうでしょうか。

【事務局】

小学校区以外の留守家庭児童育成クラブの利用についてですが、隣接する小学校の留守家庭児童育成クラブに空きがあり、自分が通学する小学校の留守家庭児童育成クラブはいっぱい入れないが保護者の方や本人が希望する場合は、隣接する留守家庭児童育成クラブなどを使っても構わない。そのような仕組みを設け、そういった方向で検討していきたいということです。

民間活力の活用についてですが、現在、各小学校で空き教室を使う場合や、専用施設を整備しそこで育成するというように市が直営で対応しているところです。しかし、高学年の部分で不足が生じてくることもあり、小学校以外の場所で新たに民間の法人などが留守家庭児童育成クラブの設置を希望される場合には、利用状況や希望状況も踏まえて検討させて頂きたいということです。

【会長】

例えば、NPO法人が学童保育の拠点を設け運営しているようなところもあるみたいですが、川西市では小学校を拠点に公設公営で行っている。そういうところへ、民間の事業が展開してもらえないかということだと思います。民間活力の活用ということですが、話にあがっている下校ですね。親御さんが迎えに行けない時間帯にボランティア的な方が送ってくださるとか、学童保育が高学年も入ってくるので、ボランティアが習い事など手伝ってくれて、他に何かできるような民間活力の活用ができればいいなと思います。

定員の設定については、従来出席率が登録児童の8割ぐらいなので、定員の2割増ぐらいまでは見込

めるのではないかということ。そして、平成 31 年度までに低学年が満たされない清和台南小学校区については定員枠の拡大を早急に検討していくと。高学年の対応については順次、学年をあげていくような形で拡大していくということによろしいでしょうか。

では、続きまして条例案です。本来その他として次第に上がっていますが、子ども・子育て支援新制度関係の条例のパブリックコメントについて事務局から説明をお願いします。

(4) その他 子ども・子育て支援新制度関係条例のパブリックコメントについて

【事務局】

子ども・子育て支援新制度関係条例（案）要綱に対する意見提出手続を実施します

子ども・子育て支援新制度関係条例（案）要綱

子ども・子育て支援新制度関係条例（案）要綱について

子ども・子育て支援新制度関係省令

に基づいて説明。

【会長】

3本の条例について説明ありましたが、何かございますか。

【委員】

今回、資料の差し替えがありました。満年齢と但し書きが書かれてあるものに差し替わった理由がどういふことなのか。そして、(3)市が独自で定める事項 保育に直接従事する職員については、保育士とするよう努めなければなりません、というのは努力義務だということでしたが、今までの子ども・子育て会議の中で質を担保しなければいけないのではと議論してきたと思います。そのことから考えれば、努力義務ではなく義務でなければならないと思います。家庭的保育事業に関しても、保育士でない人が子どもの保育をするということがどうなのか。小規模保育事業はA型、B型、C型とあり、B型、C型は保育士でない人も保育できるようになっていますよね。子どもの保育をするということは、子守りでも託児でもないと思います。子どもの養護と教育という部分を小規模保育事業の中でもしていくことだと思うので、保育に直接従事する職員は保育士とするよう義務にしていきたい。

そして、小規模保育事業に関してはA型だけでいくのがいいのではないかと思います。神戸市では小規模保育事業はA型だけを条例化しているようです。

【事務局】

満年齢と注意書きを追記したのは、市議会から指摘があったことありますが、満年齢かクラス年齢かを明確にしておく必要があるということで、あえて満年齢と記載させて頂いております。こちらは現在の認可保育所についても同じように満年齢でもって最低基準が定められております。実際の運用上は

ご存じのとおりクラス年齢を中心とした運用がなされているところです。ただ、最低基準上は満年齢でいくということですので、その部分を改めて記載しております。

保育に従事する職員についてですが、子ども・子育て会議でもご意見頂いておりますので、こういった形で努力義務の規定を入れています。国は職員の部分について従うべき基準として掲げており、基本的には国が定めた基準に従って市が条例を定めるようになっているので、整合性を図るという意味も込めて努力義務と規定させて頂いております。小規模保育事業についてもご意見として承らせて頂きます。

【委員】

例えば、幼稚園であれば免許更新制度があります。30、40年のベテランの教諭でも免許更新を受けなければ失効して、子どもの前に立てないという厳しい現状があります。保育士の場合は一旦許可書をとりますと終身使えますが、免許を持っているということイコール良い保育士ではないでしょうが、そこはしっかりと子どもの安全安心あるいは教育の質の向上という新制度の基ですから、免許保有者という条件は絶対つぶしてはならないところだと思います。意見を聞いてもらうのではなく、前向きに検討でもなく、国の基準がどうなっているのかは別にして、川西市としては良い教育をするためには保育士の免許がいるのだというように進めていただきたい。

【会長】

神戸市では小規模保育事業A型のみ条例を制定されていると。小規模保育事業B型、C型は条例に定めなくてもいいという選択肢があるのでしょうか。

【委員】

地方の裁量に任せられるようです。

【事務局】

国の説明では、例えば小規模保育事業B型、C型の事業所がない、あるいは認められないということでその基準を設けないということはしないしてほしいという説明がされておりました。ですから国が法律、政令でもって定めてこうとしている部分については、自治体としてその受け皿となるべき基準を定めておくべき必要があると考えております。ただ、小規模保育事業B型で言いますと、仮にすべて保育士と規定すると小規模保育事業A型と同じになります。

【委員】

子ども・子育て新制度の各市町村の条例化というのは、国は基準を示しているが、地方での裁量に任せていくという事での条例化ではないかと理解しています。それで、神戸市は小規模保育事業をA型のみ条例化していると聞いています。やはり、質の担保というところに重きを置いてA型だけにしたと聞いています。先程話された、小規模保育事業B型が2分の1以上の保育士と書いてあるが、全ての保育士で対応するとしたら小規模保育事業A型と同等になると言っている様に、子どもの保育をするという

大事な仕事に携わる者は資格が必須だと思います。ですから、子ども・子育て支援新制度関係条例（案）要綱についての（３）市が独自で定める事項の について、意見を聞くだけではなく、子ども・子育て会議の意見を尊重していただきたい。努力義務ではなく義務にしていきたい。

【事務局】

現在パブリックコメント期間中ですので委員からの意見について回答ができませんが、条例（案）要綱を作成した際の基本的な市の考え方だけお伝えしたいと思います。

様々な考えの方がいらっしゃると思います。先程から委員がおっしゃっているように、すべて保育士資格を持っている者に従事させるべきだという意見ももっともなご意見だと思います。ただし、この新制度につきまして、新たに小規模保育事業というのが現在のいわゆる認可外保育所を想定した事業だと考えております。現在認可外保育所については公費が入っていませんが、それを新制度の中において待機児童が出ている状況を踏まえて、認可外保育所に公費を入れて少しでも質の高い保育を確保していこうというひとつの流れがあると市として理解しています。

従って、今回条例の基礎となります政省令につきましては、国の子ども・子育て会議におきまして基準検討専門部会など設けて十数回に渡り議論されています。これにより、各関係団体の代表者からなる国の子ども・子育て会議において一定の利害調整が図られた後の結果が、国の示している政省令だと理解しております。それに基づくことは一定の妥当性があるかと思えます。あまりにハードルを高くすると現在の認可外保育所から小規模保育事業に移る障害になってこようかという考え方もあり、国の示す政省令に基づくことが国のナショナルミニマム的なところを担保するのではないかということで条例（案）要綱を示させて頂いています。かねてより委員から同じように意見を頂戴しておりましたので努力義務規定でございますが、つけさせて頂いたところです。パブリックコメントでも同じような意見が出てこようかと思えます。これにつきましては最終、市の方で検討して条例案として議会に上程していくことになり、パブリックコメントとして頂いたご意見は市の考えを文書にして公表しますので、委員からもパブリックコメントへのご意見を頂戴したいと思います。

【委員】

質の高い保育の提供は大切なことだと思いますが、そこで注目したいのが、家庭的保育者の存在があります。保育士の資格を持っていても、現役で働かれている保育士と、資格だけ取って実践のない方。例えば、小学校の先生をされていたり、自分で子育て経験もあり地域の子育てのボランティアもし、こんな制度があるから市の研修を受けて家庭的保育者をやってみようという方であれば、実際に保育士と同じくらい質の高い保育は可能になるのではないかと思います。そうすると、市等が行う研修を修了した保育士というのがどの程度の方を養成できるのか。どの程度の保育士と引けをとらないような存在であれば、あえて保育士の免許にこだわることはないのか。実際に大事なものは中身だと思うので、どのよ

うな研修や訓練が行われているものなのかお聞きしたいです。

【会長】

先程、放課後児童クラブでも研修の話が出ていましたが、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

家庭的保育者につきましては、制度はありますが市ではまだ実施ができていません。具体的に研修をどうしていくのかについては今後、検討を進めていく課題になっています。

現状の基準を申しますと、まず大きく分けて認定研修と基礎研修の2つに分かれます。保育士の資格を持っている方は基礎研修を受ける。基礎研修は21時間の理論と現場実習、見学も含めて2日間です。保育士の資格を持たずに看護師や幼稚園教諭など持っている方などは、基礎研修に加えて認定研修を受けます。88時間の認定研修という基準が示されています。さらに、幼稚園教諭や看護師の資格を持っていない方は20日間の実習という基準が設けられています。家庭的保育者の養成については都道府県知事が行うその他の機関の研修も可能とされていますので、需要も踏まえ具体的にどういう形に組み立てていくのかを、示された基準を基本として検討していきたいと思えます。

【委員】

1つは保育士資格が、国家資格をとって意味があるのかというところがポイントになるのではないかと思います。現在、保育士資格は養成校の場合、最低でも2年以上の修業年限が必要となっています。2年間必要な単位数を取得し、さらに10日×3回の実習つまり30日間以上の実習を行った者が、全ての単位を修了し登録した場合に保育士の国家資格を付与されます。それ以外にも毎年8月に都道府県ごとに国家試験が行われていますので、実務もしくは授業を受けるというより試験に受かり実力で資格をとられた方もいる。一概に保育士だからと言っても、研修とか基礎をどれだけ勉強してきているかは人によって異なります。が、現場で働いている保育士のほとんどは養成校を出ていますので、国が定めたカリキュラムを最低でも2年以上学んだ者が国家資格を持っていると言えます。

もう1つ問題になってくるのが、認可外保育施設、認可外保育事業、家庭的保育事業等と認可保育所を比較した場合どちらで事故や問題が多く起こるのか。やはり前者の方が大きな問題や事故が起こっている確率が高いということがあります。なぜかということ、認可保育所は国が定めた基準に従って、それだけのマンパワー、人材、設備を整えた上で保育が行われているからということもありますし、継続的に長い間ノウハウを蓄積した中で保育を行ってきたからという事もあると思えます。ですから、小規模保育事業を否定するつもりはありませんが、市として保育の質を担保してやっていくなればリスクが少なく、子どもたちが安全で健康に健やかな育ちが保障される、そういった事業・施設を中心として将来ビジョンを描いていくことが一番望まれることだと思います。非常に多くの自治体では子育てに関する費用が最近膨らんできていますが、子育てに割いている費用はそれほど高くないのではと思います。

ですからそこに、川西市としてどういう風に予算額や取り組んでいくのかが大きなポイントではないか
と思います。できないのであればどうするのかを次に考え、今は最善策をどうしたらいいのか考えるの
がこの子ども・子育て会議の場であり、今作らないといけない最善の条例案かなと思います。

もう1つ質問ですが、現在川西市の各保育所、こども園などでは保育士の確保が非常に難しい状況が
あって、これから保育所、こども園を増やしていく中でマンパワーの確保が難しいから、小規模保育事
業を量的確保にあてようと考えているのか。募集をすれば保育士や幼稚園教諭など人材確保ができる状
況なのか川西市の状況を教えていただきたい。

【事務局】

保育士の確保については、川西市だけでなく他の自治体、民間園など非常に苦労されていると聞いて
おります。だから小規模保育事業を実施していく、という訳ではないですが、認可外の保育所でいきま
すと、今保育士の配置は3分の1以上の規定がされており、市としては少しでも手厚く保育士の配置が
されている小規模保育事業へ移っていただくことを検討しております。そのため小規模保育事業はA型、
B型、C型と設定しているところです。いろいろなご意見を頂いておりますので、この場でこうしてい
くという結論を申し上げることは難しいので、頂いたご意見を踏まえて検討させていただきます。

【会長】

小規模保育事業が大々的に出てきたのは、大都市のようにどんどん保育所を建てられない地域が、最
後の切り札として小規模の保育施設を増やすことで乗り切っていくという趣旨でつくられたものだと私
は認識しています。特に小規模保育事業C型などは、従来から市町村で保育ママとして運営していたも
のを制度化するものだと思います。

ただ、小規模保育事業も家庭的保育事業も0、1、2歳という非常にデリケートな年齢の子どもを預か
るので、安全面や保健衛生面について非常に注意深く関わらなければいけない。しかも少人数だから安
心ということもないです。委員が話されたように保育事故は確かに認可外が多いですが、何よりもまず
安全意識、リスク意識に伴うキャリア。キャリアがあってリスク意識が高い方でないと5人6人でもき
ちんと見ていただけないのではないかと。

先般、株式会社で保育事故のコンサルができる会社の方にお話を聞くと、0、1、2歳でどんな時に重大
事故が起きているかという、午睡など眠っている時、プールなど水の事故、食べ物を詰めるとかの誤
飲だそうです。私たちは15センチ30センチぐらいのプールだから安全だと思ってしまうのですが、人間
はおとなでもその深さで死ぬますね。で、子どもが寝ている時つい安心してしまふ。そこが非常にリ
スクが高い。その方曰く、子どもは泣いていないから大丈夫だろうという意識は、普通の親御さんと一
緒でプロではないと。子どもたちが生活している中ではいろいろなリスクがあって、それを十分に認識
していなければならない。保育所でも、ヒヤリハットと言う形で取り組んでいると思いますが、それは

職員の感性に委ねているのでヒヤリハットではないと言うんです。病院などで始まったヒヤリハットは、使った注射針はここに捨てる、そして本体はここに捨てる手順があってそれが標準なんです。そこから外れるものはすべてヒヤリハットであげなければならないと。

例えば0、1、2歳の子が5人そこで寝ているとしたら、最低限2人は午睡している様子をずっと見守る。しかも乳幼児突然死症候群対策で最近では5分ごとにチェックをかけなければなりません。それを複数の人間で見守ってはいけません。そこから基準が外れて、1人何かの用事で部屋を出ていったら、それはヒヤリハットなんです。そういう標準みたいなものをしっかり作りながら、それに従ってやっていくような体制が必要ですし、そういう研修が絶対必要だと思います。もちろん保育士資格は国家資格ですから大事な資格ですが、そういったあたりではどう管理していくか真剣に考えないと、小規模保育事業はリスクがあると思います。ただ、すべて有資格者でしっかりやっていただくと子ども・子育て会議で決めるわけにはいきません。条例ですから、最終は議会の中で決めていただく。ただ、慎重に有資格者そして研修の内容、運営管理の見守り態勢を十分注意していただきたいと思います。

【委員】

質の担保ですが、例えば、病院で子どもを見る時は国家資格などに関わらず正看護師は医師の指示、准看護師は正看護師の指示に従います。良いか悪いか別として階層化してきて責任が分担されます。小規模保育事業B型の場合に保育士と保育士でない人の中には、本来ならば業務の階層化がされないといけません。やはり、国家資格というのは専門業務を持っているはずですので、例えばどんなに優れた医療行為をしようと免許がなければ認められない。ですので、小規模保育事業A型は全員同じ資格だとしても、小規模保育事業B型のように階層化する場合にはいわゆる知識だけの問題ではなく、一方が一方の指導を受けるといって階層化がないと役割分担もあり、子どもは見れない。ただ小規模保育事業C型の場合、例えば全員保育士の資格を持っていないとして、質というより本質的に、同じ保育と言っても違うものであると思います。例えば子どもが夜泣きをする。その原因が心臓であるとか神経であるとかに関して病院なり診療所を受診する。それは医療ですが、それに対して経験的な医療、例えば針とかですね。仮に針が効いたとしても、それはまた質、量的な問題や階層の問題とは別の問題になってくる。そうすると、この小規模保育事業B型、C型は横に同並びになっていますが管理する人間が1人もいない場合0、1、2歳を見るリスクはとても高いですね。

【会長】

残念ながら保育士資格は業務独占になっていません。それと連携施設というのを国は考えているようですが、そこまで深く考えていない様な側面もあります。

【委員】

小児病棟でも看護師がいて小児科医がいても突然死は起こっています。それを補うためにどうしてい

くかという、無呼吸になったらアラームが鳴る設定をする。あらかじめ長期入院して重症身障者の方が在宅に戻る時とか無呼吸発作がある人の場合には、ベッドのあたりで無呼吸になった途端にアラームが鳴るようにしています。最大の被害者は何かあった時に子どもになります。こういうところで議論するのも大切だと思いますが、最悪の事態が起こらないようにするには人だけでなく、こういったものを使えばいいかなど条例以外のところでもやっていかないと。基本的にどんないい条例ができようとシステム上の不備でそういう子どもが出てしまったらとてもかわいそう。逆に言ったら何かツールを使えば救われる子どもも出てくる。そういった議論もいつか時間があればしていけたらと思います。

【会長】

連携施設というものをどう考えるかですね。それに仕事の中での指示システムも必要だという意見ですね。

【委員】

保育士の確保にとっても苦労されているのはよく分かりますが、やはり質の確保が重要だと思います。例えば研修をしっかりと行い、修了した方に市長名で認定するとか川西市独自の質の確保の方策のようなことは考えられないのか。あと、先程委員が話されたように安全というのは1度受けたからそれで安全が確保されるという訳ではなく、特に0から2歳の子どもの場合は非常にハイリスクなのでそういうことを市が独自で定める事項に、毎年開催する安全安心の研修に参加するよう努めなければならないなど加えたらどうかと思います。

【会長】

前回の子ども・子育て会議の中でどんな風な意見が言えるのか、ここでの意見にどれほどの力があるのかと言う話が出て考えたのですが、多分ここで言える意見は2つあると思います。1つは、ある人たちの権利を守ろうとしたら他のことを考えていたらだめ。要するに0、1、2歳の子どもたちが大事だから保育士は全員有資格者できっちり研修を受けていく。そういうことを主張しても予算がどうこう言っていたら実現しない訳です。でも、そんなことを考えていたらだめでそういう意見を述べる。それは議会でどうなるか分かりませんが、行政の裁量でどのように工夫してもらえるか分かりませんが、どちらかと言うと、ほかの事情を排他するような意見です。

もう1つは、何か違う発想からの提言、提案だと思います。今日、わずかな時間でしたが非常に貴重な2つの意見を頂けたと思います。

あと、パブリックコメントと同時進行ですがこの条例案につきまして、ぜひご意見を出して頂けたらと思いますのでよろしくお願いいいたします。

【委員】

パブリックコメントですが難しい、何に対して意見を言えばいいのか分からない、と保護者の方は話されています。どう考えていけばいいのかと思っています。

【会長】

私見ですが、市民の方で保育、幼児教育に非常に関心の高い方々の話は、幼稚園、保育所の先生方が聞かれることが多いのではないかと思います。地域の中の園の先生方がいろんなことを知って頂き、機会があるたびに話されることがとても大事かという気がします。

【委員】

同じようなことを思っておりまして、事務局からの説明で幼稚園にも条例（案）要綱が配布され、先週から掲示し意見を募集していますが、保護者からの反応が薄く、関心の低さを感じてしまいます。文言の読み取りの難しさ等もありまして、条例（案）という具体的な内容よりも国の動きが今どう変わっていくのかというところを、私たちが話していかなければならない立場ではあります。やはり市として国の動きを一般市民また保護者に周知していただくことも大切かと思っております。そのためのシンポジウムなど予定とか計画がありましたらお知らせしたいと思っております。

【事務局】

市民の皆さまへの広報は、ご指摘の通りとても大切なことだと考えております。特に秋以降は新制度に向けて、事業所の認定や来年度からの就園募集も始まります。シンポジウムが開けるかどうかは検討してみないと分かりませんが、実際に手続きが始まってくるタイミングに合わせて、広報誌やその他の手段を使って新制度の広報に努めたいと考えております。

パブリックコメントが分かりにくいというご意見ですが、少しでも分かりやすくということでA4の1枚ものの資料を作ったところですが、最低基準を定めようとする政省令そのものが膨大な量という事もありますし、それを1つ1つ解説していくとまたさらに膨大な資料になってしまうことになり、さしあたっては現在のままで、その都度何らかの形でご説明させていただきご希望とか、あるいはそのような機会がございましたらご説明させていただきます。

【委員】

記者発表されたと思いますが、新聞に掲載されていますか。例えば、庁内にいる記者に新聞への掲載依頼をしたらどうかと思っております。

【事務局】

新聞には掲載されておりません。プレスはしていませんが、広報誌の7月号にパブリックコメントへの意見募集を掲載しております。広報誌は全戸に配布されております。

【会長】

本日は会場の都合で18時に切り上げなければいけませんので、次の案件に移らせて頂いてもよろしいですか。

(2) 平成 25 年度川西市次世代育成支援対策行動計画の進捗状況について

【会長】

それでは事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 1 平成 25 年度川西市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）進捗状況調査報告書

平成 25 年度川西市保育所整備計画進捗状況

に基づいて説明。

【会長】

平成 25 年度川西市次世代育成支援対策行動計画の進捗状況についてご説明いただきましたが、もう 1 案件残っておりますので、まずこちらの説明をしていただき、合わせてご意見いただけたらと思います。では、事務局説明をお願いします。

(3) 川西市立幼稚園と保育所のあり方について

【事務局】

資料 4 川西市立幼稚園と保育所のあり方について検討のためのたたき台

に基づいて説明。

【会長】

次世代育成支援対策行動計画進捗状況調査と川西市立幼稚園と保育所のあり方についてのたたき台を示して頂きました。川西市立幼稚園と保育所のあり方については今日をはじめとして、今後の会議の中でも議論していくこととなりますので、今回ご意見いただく時間が十分ございません。ただ、この保育所整備計画の進捗状況を見ましても、未着手の事業が老朽化した施設の改築になっておりますので今後、子ども・子育て支援事業計画を詰めていく中で、幼稚園・保育所がどうあるべきかどうかが、大事な保育の確保に関する問題にもなりますし、計画に書き込む必要がありますので子ども・子育て会議で話すこととなります。まだご発言頂いていない委員もいらっしゃいますが、ご意見、ご質問いかがですか。

【委員】

幼稚園と保育所の問題ですが、単純に考えると幼稚園は定員割れしていて保育所は定員が足りない状況。ならば、幼稚園を認定こども園にしたらいいのではないかと単純に思いますが、資料 4 の表を見る限りそれぞれいろいろな状況の違いがあり、設立年度、老朽化もいろいろ違う。定員の充足率が 30%にも満たないような場所もあるし、一概に全部がこうしたらいいとも言えない。それぞれの幼稚園の状況に応じて対策を考えていくのが良いのではないかと思います。幼稚園が必要ないと思われる地域では、廃園や保育所への転換も 1 つの方法だと思いますし、老朽化して耐震工事が必要なところをどうしてい

くのか。良いかどうかは別にして、他市で保育園を民間委託しているところがあり、1園民間委託して財政効果が5000万以上になった。そのように、委託して建て直しや耐震工事をしていく方法もあるのではないかと思う。

【会長】

今回、市立幼稚園と保育所のあり方についてたたき台を示して頂き、保護者の方々、これから保育所・幼稚園に預けようとする方々が今後どうなるのかという思いで見つめられると思います。また、就園募集時期にも子ども・子育て会議にもかかってくるので、抽象的な議論より事務局が具体的な計画を出して頂いた方がいいと思います。今日は深く議論する時間がほとんどなく、この案件についてはしばらく子ども・子育て会議で続くこととなりますので、ぜひ皆さま方もご検討しておいていただけたらと思います。

【委員】

公立幼稚園が定員割れしているのはよく分かっているのですが、加茂幼稚園が3年になって定員が増えたのであれば、3年にしていただけたらと思います。

【会長】

3年保育という選択肢もあるということですね。それでは今後のスケジュール(案)について説明をお願いします。

【事務局】

資料5 川西市子ども・子育て支援事業計画策定 平成26年度スケジュール(案)
に基づいて説明。

【会長】

事務局から説明ありましたように、第4回は8月19日と日程が決まっています。当初予定していた会議の回数よりも、内容が非常に多いですので会議の回数を増やすという提案ですが、委員の皆さまにはご負担をおかけしますが、できたらお付き合いいただきたいと思います。概ね11月か遅くてもそれまでの間に月1回ペースでやっていくと。委員の皆さまよろしいでしょうか。ご負担おかけしますがよろしくお願いいたします。

3. 閉会

【事務局】

子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK
資料3 川西市子ども・子育て会議 ご提案集約シート
に基づいて説明。

川西市子ども・子育て会議委員ご提案シート（委員）は、7月17日（木）までに事務局へご提出ください。川西市子ども・子育て会議意見ご提出シート（傍聴者）は、7月17日（木）までに事務局へご提出ください。

【事務局】

次回の川西市子ども・子育て会議は、8月19日（火）午後3時から開催いたします。どうぞよろしく
お願いいたします。